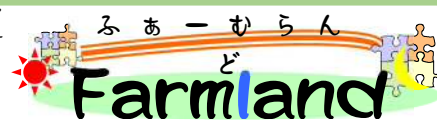




鳥取県農地・水・環境保全協議会

会報



第74号

令和5年11月

多面的機能支払交付金の施策の評価の延期に伴う活動期間に係る取扱いについて(令和5年度活動期間終了組織対象)

農水省は、多面的機能支払交付金の施策評価を令和5年度に実施する予定でしたが、「食料・農業・農村基本法」の検証見直しの動向を踏まえる必要があります、1年延期し令和6年度に実施することとしています。

これにより、制度見直しが令和7年度から行われる予定であり、令和5年度を活動終了年度とする組織が、制度の見直しと次期活動開始年度を合わせることを理由に、現活動計画を1年延長し令和6年度末までとすることが可能となります。

今回の延長措置は、令和7年度からの新たな制度をより多くの組織で取組んでいただくことを目的としたものであり、活動計画の延長か、更新(再認定)かは各活動組織の任意で選択できます。

【活動計画1年延長の主なメリット】

- 地域資源保全管理構想の作成が1年延長できる。
- 共同活動の田んぼダム加算を受けている場合、令和6年まで加算が受けられ、令和6年度末までに面積要件(共同活動の交付対象農用地面積(田)の5割以上)を達成すれば良い。
- 中山間地域等直接支払交付金に取組む組織は、第6期(R7~R11:予定)と活動開始時期を合わせることができる。

【活動計画1年延長の主なデメリット】

- 令和6年度中に対象農用地内に耕作放棄地が発生した場合、その面積分について活動開始年度に遡って交付金の返還が発生。
(R1活動開始組織は、R1まで遡って返還が必要。(活動計画延長に伴い遡及返還の期間も延びる。))
- 令和6年度には共同活動の「多面的機能の更なる増進に向けた活動支援」の加算が適用されない。

活動計画延長に必要な書類や手続き時期等は各市町村から随時お知らせがありますので、事前に活動組織内で話をして頂き、活動計画の延長か更新のどちらを選択するか決めておいて頂きますよう、よろしくお願い致します。

計画延長をするか否かに問わず、共同活動の以下の①、②加算については、令和6年度より廃止される予定で現在要綱要領等の改正準備が行われているところです。

- ① 農村協働力の深化に向けた活動への支援 ② 組織の広域化・体制強化への支援

水路目地補修現地研修会を開催

11月15日(水)琴浦町において、水路目地補修研修会を開催しました。県内の活動組織から約50名の参加がありました。最初に、講師から目地補修の仕方について説明があり、その後、今回参加された方に加わって頂き、実習していただきました。

県内の農地においては、ほ場整備が完了してから相当な年数が経過しており、水路の目地が開いて漏水等していると思われます。目地補修は、資源向上支払交付金で実施できますので、今回の研修会で学んだことを実践して頂ければ、施設の長寿命化につながります。是非、直営施工してみてください。



目地補修材の説明資料



現地研修会の様子

中四国農政局の抽出検査が実施されました

11月14日（火）～11月16日（木）の3日間、多面的機能支払交付金について、中国四国農政局による抽出検査が行われ、4市町村、8組織が受検しました。この農政局による抽出検査は、毎年、多面的機能支払交付金の適正な執行並びに事業の推進を目的に、県内のすべての市町村を3年に1回程度の頻度で巡回するよう実施されています。

日付	市町村	組織数
11月14日	八頭町	2
11月15日	鳥取市	3
11月16日	琴浦町	1
	倉吉市	2

抽出検査は、令和4年度の事業実施報告書により、活動計画書に沿った事業実施となっているか、また、活動記録、金銭出納簿並びに領収書綴り等の照合により、交付金が適切に執行されているかなどの基本的な事項の確認と併せて、活動組織内における会計のやり方について聞き取り調査が行われました。

（本県ではありませんが、他県において活動組織の会計役員が横領していた事例があったためです。）

今回の抽出検査では、以下の指導がありました。全組織に共通する重要な事項もありますので改めてご確認をお願いします。

【主な指導事項】

- ① 通帳と印鑑は会計役員と別の役員で保管
 - ・組織内の会計処理では、通帳と印鑑は会計役員と別の役員で分けて持って頂きたい。それが難しい場合は、入出金時において会計役員が会長（代表）に報告の後に、入出金するようにして下さい。
- ② 日当は出来るだけ振り込みで支払い
 - ・多面的活動の構成員への日当については、出来るだけ振込でお願いしたい。（振込手数料は交付金から支出可能です。）なお、振込が難しい場合は、集計表による受領確認となりますが、印鑑ではなく本人のサインをお願いします。



地区公民館での抽出検査の様子



長寿命化活動の現地検査

多面に関するご質問・お尋ね等は各市町村担当者又は下記までお願いします。

	問 合 先	電話番号
東 部	鳥取県農地・水保全課 E-mail : nouchi-mizu@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7334 FAX : 0857-26-8191
	鳥取県東部農林事務所地域整備課 水土里ネットとっとり(協議会事務局)	0857-20-3570 0857-38-9500
	鳥取県中部総合事務所農林局地域整備課 水土里ネットとっとり倉吉事務所	0858-23-3171 0858-47-0055
西 部	鳥取県西部総合事務所農林局地域整備課 水土里ネットとっとり米子事務所	0859-31-9665 0859-32-9710



高めよう
地域協働の力！